

(日本銀行仮訳)

補 論

第二の柱：監督上の検証プロセス

〔 バーゼル銀行監督委員会による

市中協議案 〕

コメント期限：2001年5月31日

バーゼル

2001年1月

## 目 次

はじめに.....	1
原則 1： 銀行は、自行のリスク・プロファイルに照らした全体的な自己資本充実度を評価するプロセスと、自己資本水準の維持のための戦略を有するべきである。 .....	5
(i) 取締役会と上級管理職による監視 .....	7
(ii) 健全な自己資本の評価プロセスの構成要素 .....	8
(iii) 対処されるべきリスク .....	9
信用リスク .....	10
マーケット・リスク.....	11
銀行勘定の金利リスク .....	11
流動性リスク.....	11
その他のリスク.....	12
(iv) モニタリングと報告 .....	12
(v) 内部統制の検証.....	13
原則 2： 監督当局は、銀行が規制上の自己資本比率を満たしているかどうかを自らモニター・検証する能力があるかどうかを検証し評価することに加え、銀行の自己資本充実度についての内部的な評価や戦略を検証し評価すべきである。監督当局はこのプロセスの結果に満足できない場合、適切な監督上の措置を講ずるべきである。 .....	14
最低限の基準の遵守に係る監督上の検証.....	16
原則 3： 監督当局は、銀行が最低所要自己資本比率以上の水準で活動することを期待すべきであり、最低水準を超える自己資本を保有することを要求する能力を有しているべきである。 .....	17
原則 4： 監督当局は、銀行の自己資本がそのリスク・プロファイルに見合っ て必要とされる最低水準以下に低下することを防止するために早期 に介入することを目指すべきであり、自己資本が維持されない、ある いは回復されない場合には早急な改善措置を求めるべきである。 .....	22
監督上の透明性と説明責任 .....	23
監督上の検証プロセスに関連するその他の文書.....	25

## 第二の柱：監督上の検証プロセス

はじめに

1. 1999年6月に公表された市中協議ペーパーに既に示されていたように、監督上の検証は、「新しい合意」の重要部分として明示的に認識されている。これは、銀行がその業務における全てのリスクを支えるのに十分な自己資本を保有することを確保するだけでなく、銀行がこうしたリスクをモニタリングし管理するにあたって、より良いリスク管理手法を開発し、活用することを促すよう企図されたものである。このような監督上の検証は、銀行の自己資本が業務活動に内在するリスクの十分なバッファーにならない場合に、監督当局による早期介入を可能にするものとなる。
2. 銀行がそのリスクに対して適切に対処するために必要とされる自己資本の額と、銀行のリスク管理及び内部統制のプロセスの強さと実効性の間には、関係があると認識されている。しかし、自己資本を増加させることが、銀行が直面しているリスクの増加に効果的に対処する唯一の手段であるとみなされるべきではない。リスク管理の強化、内部的なリミットの設定、内部統制の改善といったリスクに対処するためのその他の手法もまた検討される必要がある。さらに、自己資本が根本的に問題のある内部統制やリスク管理プロセスを改善することに代わり得るものではない。
3. 監督上の検証には、本文書の中で示された原則だけでなく、「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」や銀行業務のリスク管理に関する特定のガイダンスなどその他の当委員会の文書の中で示された原則も含まれる。関連文書のリストは Annex 1 に示されている。こうした文書のほとんどは、BISのウェブサイト（[www.bis.org](http://www.bis.org)）上のバーゼル銀行監督委員会作成文書の概要から入手可能である。
4. 銀行が内部計測手法、信用リスク削減手法、資産の証券化を規制上の所要自己資本を算出するために用いることが認められるためには、銀行はリスク管

理に係る基準やディスクロージャーを含め、多くの条件を満たす必要がある。特に、銀行は、信用リスクやオペレーショナル・リスクにおいて最低所要自己資本を算出する際に自ら使用する内部手法の特徴となる要素を開示することを求められるだろう。監督上の検証プロセスの一部として、監督当局はこうした条件が満たされていることを確保するとともに、こうした条件の継続的な遵守状況をモニタリングしなければならない。さらに、第三の柱では、「新しい合意」が適用される範囲、自己資本、リスク・エクスポージャー、および自己資本充実度といった分野のディスクロージャーについて一連の提言が示されている。当委員会は、監督当局がそれぞれの法的な権限の下、監督上の検証プロセスを用いて、銀行が第三の柱に示されたディスクロージャーに係る提言に従うことを促すように期待する。

5. 監督上の検証プロセスは、以下の4つの原則に基づいている。

原則1： 銀行は、自行のリスク・プロファイルに照らした全体的な自己資本充実度を評価するプロセスと、自己資本水準の維持のための戦略を有すべきである。

原則2： 監督当局は、銀行が規制上の自己資本比率を満たしているかどうかを自らモニター・検証する能力があるかどうかを検証し評価することに加え、銀行の自己資本充実度についての内部的な評価や戦略を検証し評価すべきである。監督当局はこのプロセスの結果に満足できない場合、適切な監督上の措置を講ずるべきである。

原則3： 監督当局は、銀行が最低所要自己資本比率以上の水準で活動することを期待すべきであり、最低水準を超える自己資本を保有することを要求する能力を有しているべきである。

原則4： 監督当局は、銀行の自己資本がそのリスク・プロファイルに見合っ必要とされる最低水準以下に低下することを防止するために早期に介入することを目指すべきであり、自己資本が維持されない、あるいは回復されない場合には早急な改善措置を求めるべきである。

6. 監督上の検証プロセスは、第三の柱（市場規律）とともに、銀行全体のリスク・プロファイルに見合った自己資本水準を達成するにあたって、第一の柱（最低所要自己資本）を補完するものである。提案された新しい合意において、第一の柱は銀行全体の最低所要自己資本で捉えられているリスクのプロファイルをより正確に反映すべく拡張されている。このようなより精緻なリスクの測定は、自己資本賦課額を実際のリスクとより整合的にするための重要な一歩であるが、最低所要自己資本は市場の技術革新に対して遅れがちであり、また、個別銀行毎に異なるリスク・プロファイルの全てを完全に捉えるわけではない。さらに、いくつかの重要な分野において、リスクの計測手法はまだ確立されたものとはなっていない。
7. 国により監督に関する法制度や権限、スタイルにおいて違いが存在するなかで、バーゼル委員会のメンバー国およびメンバー以外の国における監督上のプロセスを一致させることが第二の柱の目的ではない。しかしながら、第二の柱が監督上の手法における整合性を促すこと、及び監督当局が第二の柱の実施にあたってその経験を共有することが意図されている。さらに、第二の柱を実際に適用する際に監督当局が互いの経験を継続的に活用できるようにすることが今後望まれる。
8. 第二の柱の下で扱われることが特に適していると考えられる主要な分野は3つある。すなわち、第一の柱の下で考慮されるものの、第一の柱のプロセスによっては十分に捉えられないリスク（例えば、第一の柱の下で提案されているオペレーショナル・リスクに対する自己資本賦課においては、どの金融機関についてもその全てのリスクを適切にカバーすることはできないかもしれない）第一の柱のプロセスでは考慮されない要素（例えば、金利リスク）及び銀行にとっての外的な要因（例えば景気循環の影響）である。
9. 新しい合意においては、銀行の経営陣が自己資本の内部的な評価プロセスを開発し、当該行に特有のリスク・プロファイルと統制環境に見合った自己資

本水準の目標を設定することの重要性が特に強調されている。こうした内部プロセスは、監督上の検証と、適切な場合には介入を受けることになる。メンバー国は、現在、監督上の検証について以下のような様々なアプローチを採用している。

- ・ オンサイトでの検証
- ・ リスク管理に係るポリシー・ステートメントの要求
- ・ オフサイトでの検証
- ・ 銀行の経営陣との議論
- ・ 外部監査人の行った監査の適切性の検証（自己資本に係る検討を要する課題に監査が適切に焦点を当てたものであることが前提）及び
- ・ 定期的な報告

監督当局は、検証を行った結果、銀行によるリスク評価及び自己資本配賦の結果に満足できない場合には適切な措置を講ずるべきである。こうした措置には以下のものが含まれるが、以下に示すものに限定されるわけではない。

- ・ 銀行に対するモニタリングの強化
- ・ 銀行の統制環境及びリスク管理プロセスの改善を要請、及び（あるいは）
- ・ 基本となる最低所要額を上回る追加的な自己資本の要求

こうした措置の例は後述の原則 3 及び 4 においてさらに示される。

10. 所要自己資本と、（監督上の監視の強化や認められる業務範囲の制限といった）その他の監督上の手段とのバランスの取り方は国によって異なるものであり、監督当局が持っている法的権限に部分的に依存するであろう。
11. 提案されている新しい合意に監督上の検証が含まれたことは、現在の監督上の検証プロセスをより幅広く活用することを企図している。こうした検証の中でも実地検査は特に重要なものとして含まれている。また、監督上の検証は、銀行の経営陣が、基本となる最低所要自己資本規制を超えて、銀行独

自の自己資本の充実度の検証についてよりよいプロセスを開発することに責任を有していることを強調するものとなろう。本文書の目的は、様々な手法がそれぞれ何を必要とするか、及びそれらがどれだけ幅広く適用され得るかについて、より明確に示すことである。

原則 1： 銀行は、自行のリスク・プロファイルに照らした全体的な自己資本充実度を評価するプロセスと、自己資本水準の維持のための戦略を有すべきである。

12. 銀行は、自ら設定した自己資本の目標が十分に根拠のあるものであること、およびこの目標が銀行全体のリスク・プロファイルや現時点での業務をとりまく状況と整合的であることを説明できなければならない。自己資本の充実度を評価する際、銀行の経営陣は現下の経済が景気循環のどの段階にあるか注意を払う必要がある。銀行に悪影響を与え得るような事象や市場環境の変化を識別できるような、厳格でありかつ今後の変化を見据えたストレス・テストが実施されるべきである。銀行がそのリスクを支えるのに十分な自己資本を保有していることを確実なものとする第一義的責任は明らかに銀行の経営陣が負うものである。歴史的にみて、銀行はその自己資本水準を決定するにあたり幾つかの要因を考慮してきた。

- ・ 規制上の自己資本比率と自己資本額
- ・ 同業態内での比較
- ・ 取引相手先や外部格付機関の期待する水準
- ・ 信用リスク及びその他のリスクの集中度
- ・ その他の定性的及び主観的要因
- ・ 体系的なモデル構築及びリスク分析（典型的には内部の資本配賦を支援するために使用されるものであるが、銀行全体の自己資本充実度には適用されていないのが一般的）及び
- ・ 株主に対する価値の創造

最近、銀行の経営陣は、経済的資本（economic capital）を銀行のリスク及び

そのリスク管理能力に見合ったものにする責任を有しているということがますます重視されるようになってきているが、こうした流れを押し進めるものとして、同業態内での比較や外部格付機関の期待水準がある。この点については、支払不能に陥る確率を最大でもいくつに抑えるかの目標、および望ましい社債格付に係る目標がますます重視されるようになってきた。

13. 銀行にとっての最適な自己資本水準及び構成は個別の状況によって異なるものである。例えば、広範なりテール預金を保有している銀行の調達コストは、銀行の資本調達の水準及び構成には比較的影響を受け難いかもしれない。一方で、運用・調達に関して資本市場に大きく依存している銀行の場合、当該銀行の調達コストは（質及び量でみた）自己資本充実度に対する取引相手先や株主の受け止め方に大きく影響されるだろう。しかしながら、たとえ調達コストが資本調達に対して比較的感応的でないとしても、自己資本は銀行のリスクに対して十分なものであるべきである。

14. 新しい合意における監督上の検証プロセスは、適切な自己資本を構成する要素の銀行自身による評価の水準及び洗練度が、当該銀行の業務および内包するリスクの性質に見合ったものになることを期待している。自己資本の内部評価プロセスを策定ないし実施するにあたり唯一絶対という方法はないが、監督当局は実現が期待される上記のようなプロセスの諸要素を銀行に認識させるべきである。以下は、評価プロセスにおける5つの特徴点である。



(i) 取締役会と上級管理職による監視<sup>1</sup>

15. 健全なリスク管理のプロセスは、銀行の自己資本のポジションが適切であるかどうかを実効的に評価するうえでの基礎となる。銀行の経営陣はその銀行が取っているリスクの性質や水準、またそれらのリスクが適切な自己資本の水準とどのような関係にあるかといったことについて理解する責任がある。また、経営陣は、リスク・プロファイルと経営計画に照らして、こうしたリスク管理プロセスがその手続や洗練度において適切なものであることを確保する責任がある。
16. 上級管理職の主な機能は、取締役会と連携して、銀行の経営戦略の構想、実行、サポートを行うことにある。戦略的な経営計画は、銀行を成功に導くために資産の配分、資金調達源、経営、マーケティング、業務運営、そして情報システムを統合するための長期的なアプローチである。戦略的な経営計画は、組織が変化をより効果的に予測し適応することに資するほか、自行の将来像を描く際に、受動的ではなくより能動的に取り組むことを可能にする。経営陣は銀行の目標や目的とともに経営計画に関する情報が効果的に銀行組織全体に伝達されることを確実なものとしなければならない。
17. 銀行の現在及び将来における所要自己資本をその戦略的な目的と関連付けて分析することは、戦略的な経営計画の策定プロセスの重要な要素である。戦略的な経営計画は、必要とされる資本額、予想される資本的支出、望ましい自己資本の水準、及び外部の資本調達先について概要を明確に示すべきで

---

<sup>1</sup> 本文書は、取締役会と上級管理職から成る経営構造に言及している。当委員会は、国によって、取締役や上級管理職の機能に関して、法律上または規制上の枠組みがかなり異なると認識している。いくつかの国では、執行主体（上級管理職、一般管理職）の職務遂行を確実にすることにつき、取締役会が排他的な、さもなければ主たる監督機能を持つ。このため、事例によっては、取締役会は監督役会（supervisory board）となっている。これは、取締役が執行機能を持たないことを意味する。対照的に、取締役会が幅広い権限を持ち、銀行の経営全般の枠組みを定めている国もある。こうした差異があるため、本文書では、取締役会と上級管理職の概念を、法的な構造を識別するのではなく、むしろ銀行内の二つの意思決定機能を分類するために用いている。

ある。上級管理職及び取締役会は、資本計画を望ましい戦略目標を達成する上での不可欠な要素と考えるべきであり、特に、拡大指向ないし成長指向にある場合にこのことが言える。また、上級管理職及び取締役会は、戦略目標が達成された場合に、銀行の自己資本構成に対してどのような影響があるかについて、より長期的な視野をもって見るべきである。不適切な資本計画は、新規業務あるいは計画されている業務や、既存の業務の拡張、買収を含めた予想される資産の増加といった戦略的な目的を達成する際に障害となり、業務遂行を妨げる極めて悪い影響をもたらし得るほか、将来の戦略的な目標達成を妨げるかもしれない。

18. 銀行の取締役会は、自行のリスクに対する許容度を定めておく責任がある。また、取締役会は、銀行の経営陣が様々なリスクを評価するための測定体制を確立すること、リスクを銀行の自己資本の水準に関連付ける方法を開発すること、銀行の内部的な方針の遵守状況をモニタリングする手法を確立すること、を確実なものとするべきである。同様に、取締役会が強力な内部統制や明文化された方針と手続きを採用・支援し、経営陣によってこれらが組織全体に確実に行き渡るようにさせることが重要である。

(ii) 健全な自己資本の評価プロセスの構成要素

19. 健全な自己資本の評価プロセスの各要素が体系的であるかどうかは、銀行のリスクの性質及び業務内容や活動の複雑さに依存し、銀行によってさまざまである。業務がそれほど複雑ではなく、上級管理職が日常業務に携わっているような小規模の銀行では、それほど体系的でない評価プロセスに頼ることは許容され得ることである。しかしながら、体系的な分析が内部で行われていない場合、経営陣は、例えば業界団体によってなされる分析のような、同程度の銀行に対して行われた分析を入手し吟味すべきである。
20. 複雑な証券化業務や、与信の二次市場におけるその他の活動、あるいは

スク移転を伴うその他複雑な取引を行っているようなより先進的な銀行には、より精緻で体系的な自己資本充実度の評価プロセスが必要である。

21. 健全な自己資本充実度の評価プロセスの基本的な要素には以下の事項が含まれる。

- ・ 銀行が確実に、全ての主要なリスクを識別し、測定し、報告するように整備された方針と手続き
- ・ 自己資本をリスクの水準に関連付けるプロセス
- ・ 銀行が戦略上重点を置く事項や経営計画を考慮した上でのリスクに対する自己資本の充実度に係る目標を示すためのプロセス、及び
- ・ 銀行の管理プロセス全体が適切なものであることを確保するような、内部管理、検証、監査のプロセス

22. リスクの測定と管理のための手法及び技術は急速に発達している。先進的な金融機関は、業務ラインやプロダクト・ライン間の価格設定や業績評価、あるいは、ポートフォリオのリスク管理の意思決定、のいずれかのために開発された分析手法をより大規模に活用している。リスク管理が継続的に高度化されるにつれて、リスク管理プロセスを通じて、全ての業務ラインやリスクの種類に跨った経済的資本の意味のある合算ができるようになるものと予想される。これは、銀行の全体的な自己資本の水準を評価する際に重要なツールとなるであろう。

(iii) 対処されるべきリスク

23. 銀行が抱えている主要なリスクは全て自己資本評価のプロセスにおいて捉えられるべきである<sup>2</sup>。全てのリスクを正確に計測することはできないと認識

---

<sup>2</sup> 銀行が通常直面するリスクに係るトピックは、バーゼル銀行監督委員会によって十分に調査されてきている。当委員会が公表した関連ペーパーとしては、「マーケット・リスクを自己資本合意の対象に含めるための改定」(1996年1月)、「銀行における流動性管理のためのサウンド・プラクティス」(2000年2月)、「信用リスク管理の諸原則」(2000年9月)、「外為取引における決済リスクを管理するための監督上の指針」(2000年9月)、「金利リスクの

されているが、リスクを推定するためのプロセスは開発されるべきである。したがって、以下に述べるリスクに対するエクスポージャーが捉えられるべきである。ただし、以下は決して**全ての**リスクに関する包括的なリストではない。

### 信用リスク

24. 銀行は、信用リスクの評価において、ポートフォリオに係るエクスポージャーに加え、個別の借り手や取引相手先に対するエクスポージャーに係るものも捉えることができるような手法を持つべきである。より先進的な銀行であれば、信用リスクに対して自己資本充実度を評価するに当たり、最低でも以下の4つの分野に対応していなければならない。すなわち、信用格付制度、ポートフォリオの分析・集計、証券化や複雑なクレジット・デリバティブ、大口エクスポージャー及びリスク集中である。
25. 内部信用格付は信用リスクをモニタリングする上で重要な手段である。内部信用格付は、全ての信用エクスポージャーに伴うリスクを認識し測定することの基礎となり得るだけの適切なものであるべきであり、また銀行が信用リスクに係る自己資本充実度を分析する際の全体の枠組みに組み込まれているべきである。信用格付の枠組みは問題債権に限らず、全ての資産を対象に詳細な格付を行うものであるべきである。貸倒引当金は自己資本充実度を見積もるための信用リスク評価に含まれるべきものである。
26. 信用リスクの分析は、ポートフォリオが抱える問題点を、リスクの集中を含め、適切に認識すべきである。また、与信集中に係るポートフォリオ上の問題、及び証券化や複雑なクレジット・デリバティブといった手法がもたらすその他の問題を管理することに係るリスクも適切に考慮されるべきである。さらに、取引相手先の信用リスクの分析においては、監督当局が「実効的な銀行監督のための諸原則」を遵守しているかどうかについて、公にされてい

---

管理と監督のための諸原則」(市中協議ペーパー、2001年1月)等がある。

る評価をも考慮すべきである(「信用リスク管理の諸原則」<2000年9月>を参照)。

### マーケット・リスク

27. この評価は主に銀行自身による VaR の測定に基づくものである。トレーディング業務を支えるだけの自己資本の充実がなされているかどうかを評価するに当たって、銀行がストレス・テストを実施しているかどうかという点にもまた重点が置かれるべきである(「マーケット・リスクを自己資本合意の対象に含めるための改定」<1996年1月>のパート B を参照)。

### 銀行勘定の金利リスク

28. 計測プロセスには、当該銀行の重要な金利リスク・ポジションが全て含まれ、関連する全ての金利改訂・満期データが織り込まれているべきである。一般に、そうした情報には、当該取引手段およびポートフォリオの現残高と契約上の金利、元利払い、金利改訂日、満期、金利改訂に用いられる金利指数、および変動金利商品における契約上の金利上・下限が含まれる。計測システムに用いられる仮定と技術は、十分に文書化されているべきである。
29. 用いられる計測システムのタイプや複雑度に関わらず、リスク管理は同システムの充分性と完全制を確保し得るものとすべきである。計測システムの質と信頼性は、モデルに用いられるデータや諸仮定の質に大きく依存するため、経営陣はそうしたデータや仮定にとくに注意を払うべきである。(「金利リスクの管理と監督のための諸原則」<2001年1月、市中協議の対象>参照。)

### 流動性リスク

30. 流動性は、銀行が存続する上できわめて重要である。自己資本の状況は、銀行が流動性を確保できるかどうか影響を及ぼし得るものであり、このことは特に危機的な状況において当てはまる。各銀行は、流動性リスクを測定し、モニタリングし、コントロールするための適切なシステムを持たなければな

らない。銀行は、自行の流動性の状況及び業務を行っている市場の流動性を前提として、自己資本充実度が十分かどうか評価すべきである（「銀行における流動性管理のためのサウンド・プラクティス」〈2000年2月〉参照）。

#### その他のリスク

31. 当委員会は、その他のリスクのカテゴリーの中でオペレーショナル・リスクが、戦略リスクや風評リスク等に比べ計測可能性がより高いと認識している。当委員会は、銀行業界に対して評価手法の開発及びオペレーショナル・リスク管理に関するデータ収集を促すことで、オペレーショナル・リスクの評価の努力を強化していく所存である。当委員会は、第一の柱の下での測定を行うために、銀行界はその他のリスクのうちでも主としてオペレーショナル・リスクに焦点を当てることとなることを期待している。しかし、銀行業界がその他のリスクの全てについて測定し、モニタリングし、削減するための手法を引続き開発していくことをも期待している。

#### (iv) モニタリングと報告

32. 銀行は、リスクに対するエクスポージャーをモニタリングし報告するとともに、銀行のリスク・プロファイルが変化することによって、自己資本の必要額がどのような影響を与えるかをモニタリングし報告する適切な体制を構築すべきである。
33. 銀行の上級管理職あるいは取締役会は、銀行のリスク・プロファイルと自己資本の必要額についての報告を定期的に受けるべきである。銀行のリスクの水準や種類、リスク水準が著しく変化する可能性がどれくらいあるかということは、報告の頻度に影響を与えるだろう。これらの報告は、それによって上級管理職が以下の事項を実行することが可能となるような内容のものであるべきである。

- ・ 主要なリスクの水準と傾向、及びそれらが自己資本の水準へ与える影響に

ついでの評価

- ・ 自己資本の評価測定システムにおいて使用されている主要な仮定の感応度及び合理性の評価
- ・ 銀行が様々なリスクに対して十分な自己資本を維持しているか、及びこれらのリスクが現行の自己資本の充実目標と整合的であるかについての判断、及び
- ・ 報告されたリスク・プロファイルに基づく将来の自己資本の必要額の評価、及びそれに応じた銀行の戦略的な経営計画に対する必要な修正

#### (v) 内部統制の検証

34. 銀行がどのような内部統制を有しているかは自己資本評価を行うプロセスに不可欠のものである。自己資本評価プロセスを効果的に管理するには、独立した検証と、適切な場合には、内部監査もしくは外部監査の関与が必要となる。銀行の取締役会は、経営陣が確実に、様々なリスクを評価するための測定システムを構築し、リスクを銀行の自己資本水準に関連付けるためのシステムを開発するとともに、内部方針の遵守状況をモニタリングする手法を構築することに対して責任を負っている。取締役会は、業務が整然と慎重に遂行されることを確保する上で、内部管理体制は適切かどうかを定期的に検証すべきである。

35. 銀行はリスク管理プロセスの完全性、正確性、合理性を確実なものとするために、その定期的に検証を行うべきである。検証の対象となるべき分野には以下のものが含まれる。

- ・ 銀行の業務の性質、範囲、複雑さに応じた、自己資本評価プロセスの適切性
- ・ 大口エクスポージャー及びリスク集中の識別
- ・ 銀行の評価プロセスの中で利用されるデータの正確性と完全性
- ・ 評価プロセスで使用されるシナリオの合理性と妥当性、及び
- ・ ストレス・テスト及び、諸仮定と使用データの分析

原則 2： 監督当局は、銀行が規制上の自己資本比率を満たしているかどうかを自らモニター・検証する能力があるかどうかを検証し評価することに加え、銀行の自己資本充実度についての内部的な評価や戦略を検証し評価すべきである。監督当局はこのプロセスの結果に満足できない場合、適切な監督上の措置を講ずるべきである。

36. 銀行の業務に内在するリスクに関する自己資本の充実度についてのモニタリングの責任は、基本的には銀行の経営陣にある。このモニタリングは銀行の内部評価プロセスを通じて行われるべきである。監督当局はこのプロセス、銀行のリスク・ポジション、また、そのプロセスを通じて導出された自己資本の水準と質を定期的に検証すべきである。また、監督当局は、銀行が自己資本の充実度を評価するための内部プロセスが、どの程度健全なものであるかを評価すべきである。検証においては、銀行のリスク管理や内部統制の質に重点が置かれるべきであり、監督当局が銀行の経営陣の役割を果たすようなこととなるべきではない。定期的な検証には以下の手法を組み合わせ用いることができる。

- ・ オンサイトでの検証
- ・ オフサイトでの検証
- ・ 銀行の経営陣との議論
- ・ 外部監査人の行った監査の適切性の検証（自己資本に係る検討を要する課題に監査が適切に焦点をあてたものであることが前提）及び
- ・ 定期的な報告

37. しかしながら、手法の誤りや体系的な分析における仮定の誤りが、銀行の内部分析によって導かれた自己資本の必要額に大きな影響を与え得るため、監督当局が各行の内部分析を詳細に検証することが必要である。上級管理職との一般的な議論だけでは不十分である。監督当局は、リスク・プロファイルや業務状況からみて、注意を払う必要のある銀行により重点的に焦点を絞るという手法を採用しようとするかもしれない。



38. 検証の種類を問わず、監督当局は、銀行の内部の目標やプロセスが、銀行の直面している主要なリスクのうちどの程度の範囲のものを取り込んでいるかを評価すべきである。また、監督当局は、銀行自身が自己資本の充実度を内部評価するために利用しているリスク測定法の妥当性や、こうしたリスク測定法が、業務において、リミットの設定、業務ラインの業績評価、そしてリスクの管理全般において、実際にどの程度利用されているかを検証すべきである。監督当局は、銀行が行った感応度分析やストレス・テストの結果とこうした結果が資本計画にどう関係付けられているかを検討すべきである。
39. 監督当局は、以下の事項を判断するために銀行のプロセスを検証すべきである。
- ・ 銀行によって策定された自己資本水準の目標が包括的なものであり、現在の業務を取り巻く状況に相応しいものであるか。
  - ・ この水準は上級管理職によって適切にモニタリングされ、検証されているか。及び、
  - ・ 自己資本の構成は、銀行の業務の性質及び規模に対して適切なものであるか。
40. 監督当局は、銀行における、経営陣へ報告される情報や、経営陣へ情報を伝達するシステムの質、ビジネス・リスクや業務活動を集計する方法、発生・変化するリスクに対して経営陣が対応を行った際の記録について、検討すべきである。
41. 監督当局はまた、銀行が自己資本水準を設定するに当たり、不測の事態の発生にどの程度備えているかを考慮すべきである。この分析は、広範にわたる外生的な条件やシナリオを織り込むべきであり、分析に用いられる手法やストレス・テストの洗練度は、銀行の業務に見合うものであるべきである。

42. 全ての場合において、各銀行の経済的自己資本額の水準は、リスク・プロフィール、リスク管理プロセスや内部管理の適切性に依りて判断されるべきである。加えて、景気循環の効果やマクロ経済環境といった外生的な要因も考慮されるべきである。

#### 最低限の基準の遵守に係る監督上の検証

43. 銀行が内部計測手法、信用リスク削減手法、資産の証券化を規制上の所要自己資本を算出するために用いることが認められるためには、銀行はリスク管理に係る基準やディスクロージャーを含め、多くの条件を満たす必要がある。特に、銀行は最低所要自己資本を算出する際に使用する自らの内部手法の特徴となる要素を公表することを求められる。監督上の検証プロセスの一部として、監督当局はこうした条件が継続して満たされていることを確保しなければならない。
44. 当委員会は、こうした最低限の基準や適格基準に係る検証を監督上の検証プロセス原則 2 の重要な一部を構成するものと考えている。最低基準を設定するにあたって、当委員会は銀行業界における現行の実務を考慮してきているので、こうした最低基準が、銀行の経営陣が実効的なリスク管理と資本配賦はこうあるべきだと考える水準に沿った一連の有用な評価基準を監督当局に与えることを期待している。標準的手法において求められている条件や要件を銀行が遵守しているかどうかを検証する際にも重要な役割を果たす。この関連で、特に、第一の柱の下での所要自己資本を軽減し得る様々な手法が、健全であり、検証を経て、適切に文書化されたリスク管理プロセスの一部に組み込まれて活用されるとともに、理解されることが確保される必要がある。
45. 監督当局は、上記の検証プロセスを行った上で、銀行自身によるリスク評価及び自己資本配賦の結果に満足できない場合には適切な措置を講ずるべきである。監督当局は下記の原則 3 及び 4 で示されるような様々な措置を検討

すべきである。

原則 3： 監督当局は、銀行が最低所要自己資本比率以上の水準で活動することを期待すべきであり、最低水準を超える自己資本を保有することを要求する能力を有しているべきである。

46. 第一の柱における規制上の所要自己資本には、第一の柱の枠組みを取り巻く不確定要素であって銀行業界全体に影響を与えるような要素に対するバッファとなるものが含まれることとなるが、個別銀行に特有の不確定要素については第二の柱において扱われることとなる。第一の柱におけるこうしたバッファというものは、優れた内部システムと内部統制、十分に分散されたリスク・プロファイル及びビジネス・プロファイルを持った銀行であって、かつ、第一の柱において要求される自己資本を保有している銀行であれば、第一の柱が想定する最低限の健全性の目標を達成できるという合理的な保証があるように設定されることが期待されている。しかし、監督当局は、その監督対象となる市場に特徴的な要素が第一の柱によるバッファによって十分にカバーされているかどうかを考える必要がある。

47. 当委員会の調査によれば、全てのメンバー国の監督当局が、銀行に対して現行の自己資本合意に定められた最低所要自己資本比率を上回る水準で業務を行うことを期待している。一部のバーゼル委メンバー国の監督当局は、銀行に所要最低水準を上回る自己資本比率を維持するよう求める法的権限を有していないが、銀行にそうすることを促すための手段を構築している<sup>3</sup>。

48. この調査結果の通り、現在、監督当局は、銀行に基準を上回る自己資本のバッファを持って、業務を行うよう通常要求している（あるいはこれを促している）。このように銀行がそうしたバッファを持って業務を行うように

---

<sup>3</sup> 監督当局が規制上の最低水準を上回る自己資本水準を定める明確な権限を持っていない国においては、法制度の変更が検討されるべきである。しかし、当委員会は、様々な国における法制度の相違や、この考え方を実行することに伴う困難さを認識している。

しているのは、以下の点を勘案してのことである。

- (a) 第一の柱における最低所要自己資本は、多くの銀行が自行に係る種々の理由から必要とする信用度の水準を下回るところに設定されると考えられる。例えば、国際的に活動する銀行のほとんどは、国際的に認知されている格付機関から高い格付を賦与されたいと考えるようである。このように銀行は競争上の理由から、第一の柱に示された最低所要額を上回る自己資本を保持して業務を行うことを選択する傾向がある。
- (b) 通常の業務運営において、業務活動の種類や規模は変化し得るが、それに伴って対処すべきリスクも変化することとなる。これにより全体の所要自己資本比率に変動が生じる。
- (c) 銀行が追加的に自己資本を充実させる際のコストは、特に自己資本の充実の必要性が急速に生じた場合あるいは市場の状況が好ましくない場合には、高いものとなるかもしれない。
- (d) 銀行にとって規制上の最低所要自己資本を割り込むことは深刻な問題である。これは、関連法規違反となるかもしれない、その上（あるいは）監督当局により、裁量の余地のない是正措置が発動されることとなるかもしれない。
- (e) 第一の柱においては考慮されない個別銀行に特有のリスク、あるいはより一般的に経済全体に対するリスクが存在する可能性がある。

49. 原則 1 では、銀行が規制上の、及び経済的な自己資本目標達成に十分な自己資本を保有するためのプロセスを確実に有することの第一義的責任は、銀行経営陣が負っている。監督当局は原則 2 に従ってこのプロセスを検証し、その妥当性を確かめるべきである。原則 3 の下では、監督当局は、銀行に対して第一の柱における最低所要額を上回る自己資本を保有することを要求できる（あるいはこれを促すことができる）。第一の柱に示された最低所要額を上回るために銀行や銀行グループがどの程度の自己資本を保有すべきかを判断する際には、銀行及び監督当局は様々な要素を考慮する必要がある。こうした要素は、次の 3 つに分類され得る。すなわち、第一の柱の下で考慮されるものの、このプロセスによっては十分に捉えられないリスクに関する要素、第一の柱のプロセスでは考慮されない要素、銀行にとっての外的な要因、である。

50. 個別行において考慮はされるものの、第一の柱の下で十分に捉えられないリスクを評価する際には、銀行及び監督当局は以下の点を考慮すべきである。

- ・ 銀行の信用リスクに対する枠組みは、銀行が現在直面しているリスクを適切に反映したものとなっているか。
- ・ 銀行のマーケット・リスクに対する枠組みは、銀行のトレーディング勘定におけるリスクを適切に反映したものとなっているか。
- ・ 銀行の「その他」のリスクに対する枠組みは、銀行が現在直面しているリスクを適切に反映したものとなっているか。
- ・ 第一の柱のプロセスを補完する必要があるような分野において、銀行が積極的に業務を行っているか、及び
- ・ 銀行が第一の柱における所要自己資本を適切に計測できているか。

51. 第一の柱では考慮されない要素を評価する際には、銀行及び監督当局は、銀行の負債サイドの特異的かつ主要なリスクや、業務分散の欠如といった、銀行が行っているその他の業務分野におけるリスクの有無を検討すべきである。監督当局は、銀行のコントロール、組織、管理体制も検証し、これらが、銀行が行っている、あるいは展開を検討している業務の性質及び規模に照らして相応しいものであるか、を判断すべきである。この関係で、統制やリスク管理プロセスにおける根本的に不適切な事項は是正されねばならない。この場合には、自己資本の積み増しによって対処できると考えてはならない。

52. 特に注意を払うべきリスクのひとつは、銀行勘定の金利リスクである。本件について銀行及び監督当局に詳細なガイダンスを提供するため、当委員会は、1997年に公表した「金利リスクの管理のための諸原則」を改定し、「金利リスクの管理と監督のための諸原則」と改題した。本ガイダンスは、銀行が金利リスクを計測し、監督当局がこれに対応するための主要な手段として、銀行の内部的な金利リスク計測システムを重視している。監督当局が銀行の金利リスク・エクスポージャーを横断的にモニターし易いように、銀行は標準化された金利ショックを用い、自己資本との対比における経済価値の大き

さで表わした内部計測結果を当局に提供しなければならない。

53. 監督当局は、銀行が金利リスクの水準に見合った資本を有していないと判断した場合、当該銀行に対して、リスクの削減、一定額の自己資本の保有、ないしその両者の何らかの組合わせを要請しなければならない。監督当局は、“outlier”銀行の自己資本の適正度について特に注意を払うであろう。標準化された金利ショックないしこれと同等のショックに伴って、総資本（Tier 1 と Tier 2 の合計）の 20% を超える経済価値の低下が生じる場合、“outlier”銀行と定義される。
54. 監督当局は外的要因も考慮すべきである。これらは状況によってさまざまであるが、景気循環の影響、銀行の国内及び国際金融市場における重要性、預金保険等の有無とその適用範囲といったものが含まれ得る。
55. こうした全ての要素が示唆しているのは、最低所要自己資本をどの程度上回って保有すべきかは銀行によって異なるであろうし、また時間と共に変化し得る、ということである。監督当局は個別の銀行が保有している自己資本額がその日々の業務におけるリスクに対して適切なクッションとなっているか、を定期的に厳密にモニタリングすべきである。
56. 個別の銀行が確実に適切な自己資本の水準を保持して業務を行うことを確保するために監督当局が用いるものとしては、いくつかの手段がある。これらの手段は、互いに排他的であるわけではなく、個別銀行単位、業態単位、あるいは銀行システム全体に対して適用され得る。こうしたものには以下が含まれる。

#### *自己資本に関する銀行の内部評価を信頼*

57. 第一の柱で定められている最低水準を上回る所要自己資本水準を設定するにあたり、監督当局は、銀行の自己資本評価プロセスが十分に進んだもので

あり、かつ適当なものであると判断した場合には、適正自己資本水準に関する銀行自身の判断を信頼することを選択できる。なお、監督当局は、必要と判断した場合には、銀行に自己資本比率を引き上げること、及び(あるいは)リスク管理プロセスや内部管理の改善を行うよう要求する権限を保持するべきである。

#### *トリガー・レシオおよびターゲット・レシオの設定*

58. 監督当局は、適正な自己資本水準を設定するために銀行と共同作業を行うことを選択することも出来る。当該銀行のリスク・プロファイルに基づいた場合の必要な最低限の自己資本水準と考えられるトリガー・レシオを設定することが考えられる。さらに、ターゲット・レシオを設けることにより、銀行がトリガー・レシオに接近しすぎた状態で業務を行った場合に警鐘を鳴らすようにすることも考え得る。また、トリガー・レシオは、それが銀行のリスク・プロファイルを常に反映したものとなるよう定期的に見直されるべきである。銀行が問題となるようなリスクを持たない場合には、第一の柱において課される最低自己資本比率が適切なトリガー・レシオと想定するべきである。

#### *最低比率より高いレベルに自己資本の区分に関する定義を設定*

59. 監督当局は、個別銀行における自己資本比率の充実度の検証に加え、全ての銀行に適用される自己資本比率の区分に関する定義を設定することも選択できる。これは、事実上、全ての銀行が最低自己資本比率の水準を上回る状態で活動すべきである、との認識に基づくものである。こうしたアプローチの一つの例としては、“適正な自己資本水準”とは別に、より高い水準に自己資本の閾値を設定して、それを超えた銀行に対して“高い自己資本水準”を持つと認識することなどである。銀行が特定の業務や特定の買収活動を行なうためには、“高い自己資本水準”を持つとみなされる必要があるかもしれない。そうした場合、これらの基準は透明でかつ十分周知される必要がある。

原則 4 : 監督当局は、銀行の自己資本がそのリスク・プロファイルに見合っ必要とされる最低水準以下に低下することを防止するために早期に介入することを目指すべきであり、自己資本が維持されない、あるいは回復されない場合には早急な改善措置を求めるべきである。

60. 上記の原則 1 及び 3 の下では、監督当局は銀行に以下のことを期待すべきである。

- ・ 全体的な自己資本充実度を評価するための適切なプロセスを保持すること、及び
- ・ 最低所要自己資本比率を上回る水準で業務を行うこと。

61. 銀行がこうした要件を満たしていないか、あるいは将来において要件を満たせなくなるという重大なリスクに直面しているとの懸念を監督当局が持った場合、当委員会では一定の監督上の対応がとられることを期待している。状況の重大性やその原因にもよるが、こうした監督上の対応には以下が含まれ得る。

- ・ 銀行に対するモニタリングを強化
- ・ システム及び（あるいは）人材面での銀行の統制環境の改善を要請
- ・ 銀行にリスク評価及び資本配賦に係る手続きを改善しこれを遂行するよう要求
- ・ 銀行に第一の柱における最低所要水準を上回る自己資本を保有することを要求
- ・ 銀行が十分な自己資本回復に関する計画を提出し遂行することを要求。この計画には、追加的な自己資本の積み増し、資産の増加の抑制あるいは資産の削減、いくつかの業務からの撤退、いくつかの子会社の売却といったものが含まれ得る。
- ・ 配当及び（あるいは）役員賞与の支払制限
- ・ 銀行に追加的な自己資本の早急な積み増しを要求、及び
- ・ 上級管理職及び（あるいは）取締役会の刷新を要求



62. 監督当局は、銀行を取り巻く個別の状況や業務を取り巻く状況に応じてどのような手段を使うことが最適かを定めるにつき、裁量を持つべきである。監督当局は、当局の懸念が適時かつ実効的に銀行の経営陣によって解決されることを期待すべきである。そうした実効的な解決が見込めない場合、監督当局は上記のようなより命令的な手段を用いることとなろう。
63. 銀行が直面する困難に対して、自己資本の積み増しが永続的な解決策であるとは限らない。しかし、(管理体制や内部統制の改善といった)監督上の要求事項の中には、その実行までに時間を要するものもある。したがって、自己資本の積み増しは、銀行のリスク・ポジションを改善するための永続的な手段が実行に移されるまでの間の、暫定的な措置として用いられるものとなる。こうした永続的な手段が実行に移され、監督当局によって有効であると認定された場合には、暫定的な自己資本の積み増し要求は撤回されることとなる。いずれの場合であれ、重要であるのは、監督当局が銀行の自己資本充実度について何らかの懸念を持った場合には当該銀行に知らせることである。

#### 監督上の透明性と説明責任

64. 銀行監督は、厳格な科学ではないので、監督上の検証プロセスの中に裁量的要素が含まれるのは不可避である。必要とされる裁量的な部分がより大きいので、監督当局は、特に透明でかつ説明可能なやり方でその職務を果たすように配慮しなければならない。
65. 透明性と説明責任を向上させるため、銀行による自己資本水準についての内部評価を監督当局が検証する際に用いる判断基準は、公開すべきである。同様に、監督当局が銀行に対し自己資本の内部評価の改善を要求する場合には、その内容においてどのような不備事項が特定されたのかや、そうした不備事項が銀行のビジネス・プロファイルとの関係においてなぜ重要性のある

問題となるかについて、銀行に説明すべきである。

66. 個別銀行に対して最低水準を上回る自己資本の所要額を設定した場合、監督当局は、こうした要求をすることとなった根拠となる当該銀行に特有のリスクの性質、こうしたリスクがなぜ第一の柱の下で適切に捉えられないか、及び識別された特有のリスクを構成する各性質の追加的な自己資本所要額への寄与度を、銀行の経営陣に対して説明すべきである。
  
67. 監督当局がターゲット・レシオやトリガー・レシオあるいはその他の自己資本の定義上の区分を設定することを選択する場合、そうしたレシオを設定する際に検討された（もしくはされ得る）要因もまた一般に公開されるべきである。

以上

## Annex 1

**監督上の検証プロセスに関連するその他の文書  
(パーゼル銀行監督委員会公表)**

文書名	状態	公表日
マーケット・リスクを自己資本合意の対象に含めるための改定(パートB)	最終版	1996年1月
実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則	最終版	1997年9月
コア・プリンシプル・メソドロジー	最終版	1999年10月
デリバティブのためのリスク管理指針	最終版	1994年7月
電子バンキングおよび電子マネー業務のリスク管理	最終版	1998年3月
内部管理体制の評価のためのフレームワーク	最終版	1998年9月
銀行と、レバレッジの高い業務を行う機関との取引に関する健全な実務のあり方	最終版	1999年1月
銀行組織にとってのコーポレート・ガバナンスの強化	最終版	1999年8月
銀行における流動性管理のためのサウンド・プラクティス	最終版	2000年2月
信用リスク管理の諸原則	最終版	2000年9月
外為取引における決済リスクを管理するための監督上の指針	最終版	2000年9月
金利リスクの管理と監督のための諸原則	市中協議	2001年1月
オペレーショナル・リスク管理のためのサウンド・プラクティス	作成中	